申 請 者 住 所			
ふりがな			
氏 名			印
生 年 月 日	年	月	日
法人にあっては、事務所の所在地、名 称、電話番号及び代表者の氏名			
電 話 番 号			

許可番号			
申請日	年	月	日

やまなしフルーツパークパートナーズ 殿

有料公園施設利用許可申請書

次のとおり有料公園施設を利用したいので、山梨県都市公園条例第14条第1項の規定により申請します。

利	用	日	時		年 年		日 日	時 時	分 分	から まで		
									一般 • 大学生	高校生	中学生 以下	=
利	用	目	的				利用	男				
				大会・練習・合宿	•講習•	研修・その他	人員	女				
7	人場	昜 米	斗	徴収する	徵収	しない		計				
				名	称		数	量	単 価	施	設 使 用	1 料
												円
利	用	施	設									円
												円
										小計①		円
				名	称		数	量	単 価	設備	・器具使	用料
利	用	設	備									円
器	•	•	具									円
												円
										小計②		円
				使用料合	計	1+2						円

「有料公園施設」の利用にあたっては、「有料公園施設利用規則」を遵守します。 ※裏面の規則の内容に同意いただき、口にチェックをお願いします。

許可書 兼 領収書

様

上記申請内容について許可し、2023年月 日上記金額を領収致しました。

※1 施設利用終了まではこの領収書を持参してください。

山梨県笛吹川フルーツ公園指定管理者

- ※2 既納した利用料金は、還付できません。指定管理者側より利用 をお断りする場合は、利用料金を還付する場合があります。
- 上記により利用料金を還付する場合にはこの領収書が必要です。 領収書の提出がない場合は還付できません。

山梨県笛吹川フルーツ公園有料公園施設利用規則

1	施設利	用開始	•	終了時
1 .	기계의 미포 기기기	/ I I I I TT I % LI		W.S. H./I

- □有料公園施設(以下、公園施設)利用開始前には、必ず公園管理事務所へご連絡ください。
- □公園施設の利用を終了したときは、清掃、後片付け等を行い、原状回復してください。
- □公園施設の利用を終了したときは、必ず公園管理事務所までご連絡ください。
- □施設利用時に発生したゴミ等は、利用者の責任でお持ち帰りをお願いします。

2. 利用時間の厳守

- □利用時間は事前にお申込み頂いた時間を厳守してください。
 - ◆利用時間内には準備および片付け等の時間も含まれます。
- □ご利用時間延長を希望される場合は速やかに公園管理事務所へご連絡ください。 ただし、施設運営に支障が発生する場合等は、延長をお断りする場合があります。 なお、延長の場合は、延長時間分(1時間単位となります)の使用料金を追加で徴収いたします。

施設・設備・備品等

- ①各施設内に既設されている机、椅子、機器類等の設備や調理器具、食器、文具類(クッキング 教室・ワークショップ)などの備品等については、利用する施設内で、ご自由にお使いいただ けます。なお、机、椅子、機器類等の設備、調理器具、食器、文具類(クッキング・ワークシ ョップ)などの備品等を使用した場合は、<u>必ず元(利用前)の場所(位置)に戻してください</u>。
- ②各施設内の壁・床・天井等への釘打ちなど、既存の施設を傷つけるような行為はご遠慮ください。 ※各施設の机、椅子、機器類等の設備、調理器具、食器、文具類(クッキング・ワークショップ)など の備品を汚損・破損・紛失された場合は、その損害を賠償していただきます。

4. その他注意事項

- ①有料公園施設内は、テラスを含めて、全館禁煙です。屋外の指定の喫煙場所にてお願いします。
- ②お車は、公園駐車場へお停めください。※荷物等の搬入出のため、園内への車両等の乗り入れを おこなう場合は、搬入出作業を終了後、速やかに公園駐車場へお車の移動をお願いします。

5. 利用料金等

①既納した利用料金は環付いたしません。(前面の※2)

6. 利用の制限

次に該当する場合は、利用の不承認、または利用承認を取り消すものとします。

- ①公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- ②施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ③管理上支障があると認められるとき。
- ④利用申込者等が暴力団関係者であることが判明したとき、またはその利用が暴力団の利益とな ると認められるとき。
- ⑤地震、感染症等不可抗力により山梨県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由発生 した場合、公共の福祉の観点により山梨県から災害救助法に基づく避難所の設置、新型インフ ルエンザ等対策特別措置法等法令に基づく施設の利用制限の要請などがあったとき。
- ⑥有料公園施設を利用する者が、上記①~④に該当すると認めるときは、利用の承認を取り消す ものとする。
- ⑦有料公園施設を利用する者は、上記⑤に定める施設の利用制限の要請があった場合、当該 承認の全部又は一部を取り消すものとする。
- ⑧上記⑦の規定により利用の承認を取り消した場合においては、当該施設が利用できなかった ことに伴う利用者への損失の補償を行わないものとする。